

追 加 議 案（令和４年９月１３日提出）

議 案 番 号	件 名
議第６９号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議第７０号	人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及び人吉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
議第７１号	財産の取得について

- 議第 6 9 号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議第 7 0 号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
及び人吉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の
制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 1 3 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 6 9 号

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年人吉市条例
第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則中「9 月 3 0 日」を「1 2 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一
部を改正するものである。

議第 7 0 号

人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及び人吉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

(人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成 2 8 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「住所」を「位置」に改め、同条中「住所」を「位置」に、同条第 2 号中「麓町 1 6 番地」を「西間下町字永溝 7 番地 1」に改める。

(人吉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例)

第 2 条 人吉市福祉事務所設置条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「区域」を「所管区域」に改め、同項第 1 号中「麓町 1 6」を「西間下町字永溝 7 番地 1」に改め、同項第 3 号中「区域」を「所管区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

消費生活センター及び福祉事務所の位置が変更になったことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 7 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

- 1 取得の目的 西間上第 1 仮設団地用地
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 1 5 8 , 6 7 2 , 4 0 0 円
- 4 所在地、地目、地積 別表のとおり
- 5 契約の相手方 球磨郡錦町大字西字大谷 7 4 2 番地 5 2
藤田株式会社
代表取締役 藤田 勲

別表

所 在 地	地 目	地 積 (㎡)
人吉市西間上町字今宮 2 6 0 7 番 4	雑種地	7 , 9 6 8
人吉市西間上町字今宮 2 6 0 7 番 5	雑種地	2 0 8
人吉市西間上町字今宮 2 6 0 7 番 7	雑種地	2 9 4
人吉市西間上町字今宮 2 6 0 7 番 1 0	雑種地	1 , 2 1 7
人吉市西間上町字今宮 2 6 0 7 番 1 8	雑種地	8 3 5
人吉市南町 2 9 番 1	田	8 9 3
人吉市南町 2 9 番 3	田	8 3
計		1 1 , 4 9 8

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

1 件 5 , 0 0 0 ㎡以上であって予定価格が 2 , 0 0 0 万円以上の土地を取得するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決が必要である。

